

高岡市景観計画・景観形成重点地区

池の端通り景観形成重点地区

旧北陸街道福岡景観形成重点地区

景観づくりの基準&解説

(高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金)

高岡市都市創造部景観みどり課

令和3年4月作成



目 次

1. はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
2. 池の端通り景観形成重点地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
3. 旧北陸街道福岡景観形成重点地区	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
4. 高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

はじめに

高岡市では、特に積極的に景観誘導を行う地区を「景観形成重点地区」として設定しています。現在、「池の端通り景観形成重点地区」と「旧北陸街道福岡景観形成重点地区」の2箇所を指定し、市内全域での景観形成基準より細やかな基準を定めて昔ながらの趣あるまちなみを守り育てることとしています。

景観づくりの基準の考え方について

景観形成重点地区の景観づくりの基準は下記の項目について定められています。

- ①建築物・工作物などの新築、増築、改築、移転、外観の変更
- ②土地の区画形質の変更
- ③屋外における物品の集積又は貯蔵
- ④鉱物の掘採又は土石の類の採取

本解説では①建築物・工作物などの新築、増築、改築、移転、外観の変更の基準について具体的に掲載しています。

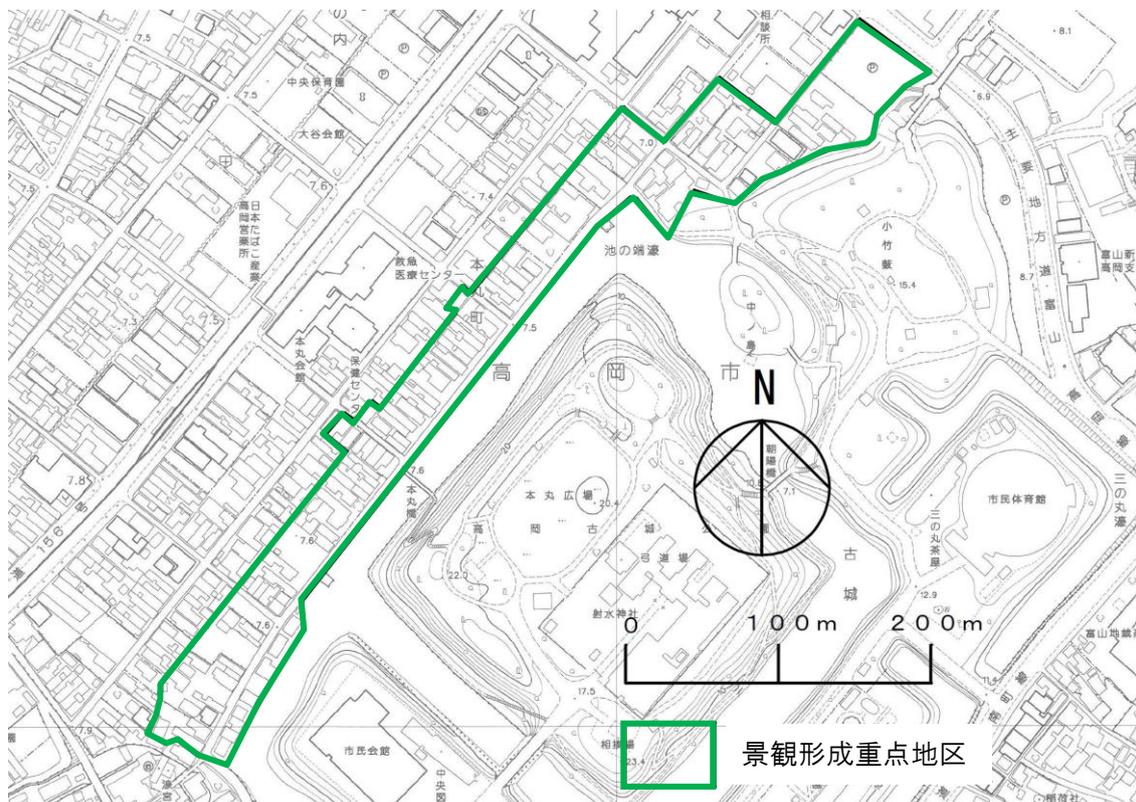
この景観づくりの基準は、建築物または工作物などの新築、増築、改築、移転、外観の変更等（以降、「新築等」という。）に際し、地区内の昔ながらに残されている趣あるまちなみを守り育てるため、景観形成を図る上で地区内すべての建築物または工作物などの所有者に適用されます。また、地区内の特徴などを考慮し、一部の項目について、緩和措置を定めています。

各項目の行為における届出基準については、高岡市景観計画を参照ください。

池の端通り景観形成重点地区

●重点地区の位置および区域

高岡市本丸町の一部。約 3.2ha



●地区の景観特性（高岡市景観計画より抜粋）

本地区は、宅地内の樹木や生け垣等、古城公園の緑に調和した豊かな緑の流れを感じさせる住宅地であることが特徴です。また、屋根は棟方向の揃った瓦屋根の平入りタイプが多く、落ち着いた家並みとなっています。

●景観づくりの基準および解説

◇建築物・工作物など

事項	基準	緩和措置
共通事項	古城公園の自然と調和した、緑が多く瓦屋根が連続する風情漂う落ち着いた町並みの景観形成を図る。	

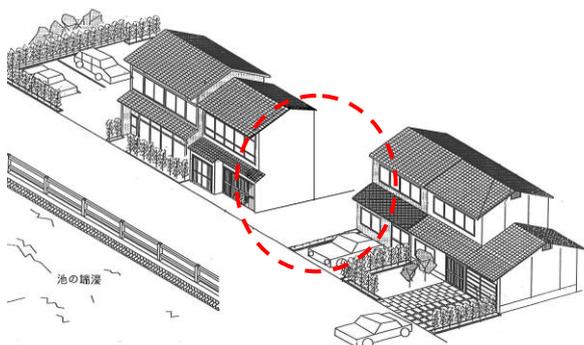
◇建築物等

事項	基準	緩和措置
位置	・敷地境界から後退させるよう努め、隣接する建物の外壁や軒先をそろえる配慮をする。	

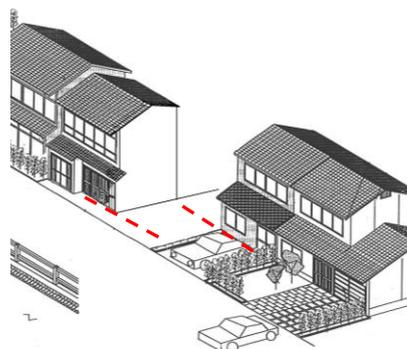
【解説】

池の端通り（以下「通り」とする。）に対して圧迫感を与えないようにするため、建物配置は隣地や周囲の建物の軒先や外壁の壁面線に揃う程度に通りから後退させ、町並みとしての統一性を演出します。

①図



②図



①図の空地に新築する場合、②図に示す隣地の建物どちらかの外壁面、軒先に合わせて建物配置を計画する。

事項	基準	緩和措置
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さは、第一種住居地域については10m以下、商業地域については12m以下とする。 ・3階建て以上の場合は、3階部を通りからセットバックさせ圧迫感を与えないようにする。 	

【解説】

町並みとして棟高さを揃えることで、スカイラインを統一するため、建築物等の高さの制限を設けています。また、通りに対して閉塞感がないよう、3階部以上については1・2階の外壁面よりセットバックさせることによって通りを通行する歩行者等への圧迫感軽減に配慮します。

事項	基準	緩和措置
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、勾配屋根とし切妻平入りとする。 ・勾配は周囲と調和したものとし、一階部分に小庇や下屋を設けるなど町並みの連続性を配慮するとともに、一体感を演出するデザインとする。 	

【解説】

通りから見える意匠に対し一体感を演出することを目的としています。そのため、通りから見える部分は切妻平入とし、通りに向けて軒先が連なる屋根のかけ方とします。また、1階部分に下屋等を設ける意匠とします。



事項	基準	緩和措置
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は日本瓦葺とし、連続感を創出する。 ・外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は瓦葺とし、連続感を創出する。 ・外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）を意識したものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦の色は黒色系を基調とする。 ・外壁の色は高岡市景観計画6-3(3)で定める色彩基準の住宅地または歴史的景観特性の推奨色とし、落ち着いた色調とする。 	

【解説】

屋根は黒色系の日本瓦葺き（和瓦）とし、外壁は木、漆喰、土壁等の自然素材を使用した下記マンセル値に該当する色調とした場合に基準適合とします。自然素材の詳細につきましては景観みどり課までご相談ください。

（基準適合マンセル値）

色相	明度	彩度
5.0R～YR～5.0Y	3.0～9.0	0.5～3.0
N	7.0～9.5	—

黒色系の瓦葺（日本瓦以外）を使用する場合、または外壁を上記マンセル値に適合した自然素材を意識した意匠のもの（例：サイディング等）を使用する場合は緩和措置適用の基準適合となります。

黒色系の瓦葺以外の屋根や上記基準マンセル値以外の外壁とすることは基準不適合となります。

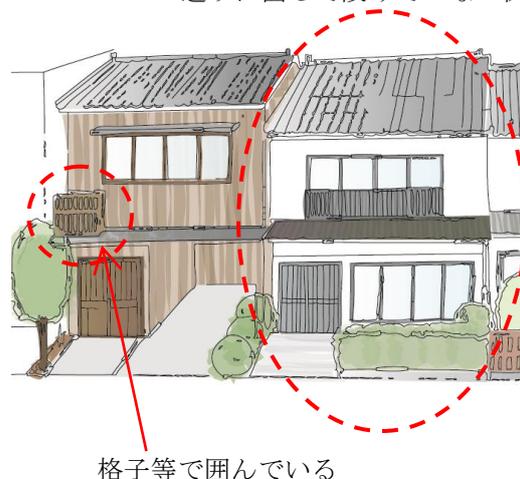
事項	基準	緩和措置
設備	・建物正面や屋上には設置しないこととする。通りに面する位置での設置がやむを得ない場合は建物に取り込み、見えがかりに配慮し、周囲の景観への配慮を行う。	・やむを得ず通りに面する位置に設置する場合は覆いをするなど見えがかりに十分配慮し、建物本体との調和を保ち、周囲の景観へ配慮する。
	・通りに面する屋根面への太陽光パネルの設置は不可とする。	

【解説】

給湯設備、空調設備の本体や室外機等の建築設備は通りから見える位置に設置しない、通りに面する位置となる場合は外壁等で囲み、建物内に取り込むことで基準適合となります。通りから見える位置となった場合、格子等で囲み直接見えにくくすることで緩和措置適用の基準適合となります。

太陽光パネルは、池の端通りの昔ながらの特徴ある町並みとして、瓦屋根を連続した風情漂う落ち着いた町並みとするため、通りに面する屋根面では設置不可とします。通りに面しない向きの屋根面は基準の対象外となることから、太陽光パネルの設置は可能です。

通りに面して設けていない例

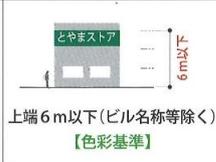
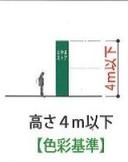


格子等で囲んでいる

事項	基準	緩和措置
広告物等	・自家用広告物のみとし、独立型や突出型及び建物上部への設置は避ける。	・広告物の位置、形態、色彩を町並みと調和のとれたものとする。
	・富山県屋外広告物条例における第1種禁止地域の基準を準用し、町並みと調和のとれたものとする。	

【解説】

屋外広告物の主な種類として、自家広告物と一般広告物があります。自家用広告物は自己の氏名や店名等を表示するため、自己の住所地内に表示する広告物のことを指します。一般広告物は自家広告物以外の広告物であり、自己の氏名や店名等を自己の住所地外において表示する広告物のことを指します。

＜富山県屋外広告物条例の第1種禁止地域の基準＞					
建物利用			野立広告 〔敷地内独立広告〕	敷地内 総量	
屋上広告	壁面広告	突出広告		10㎡	
 禁止	 上端6m以下(ビル名称等除く) 【色彩基準】	 0.6m以下 路端から突出0.6m以下 建築物高さの2/3以下 【色彩基準】	 高さ4m以下 【色彩基準】		
「富山県屋外広告物条例のしおり」より抜粋					

屋外広告物を表示する場合は、上記表に基づく第1種禁止地域の基準を準用します。「色彩基準」はマンセル値の色相がR、YR、Yの場合は彩度8超、それ以外の色相の場合は彩度6超の色の面積を1/3以下とする必要があります。富山県屋外広告物条例の第1種禁止地域の基準に適合することで、基準適合とします。

設置位置や形態、色彩等に最低限の配慮をすることで、緩和措置適用の基準適合とします。

◇その他

事項	基準	緩和措置
用途	・地区のマイナスイメージをもたらす用途の建築物は避ける。	

【解説】

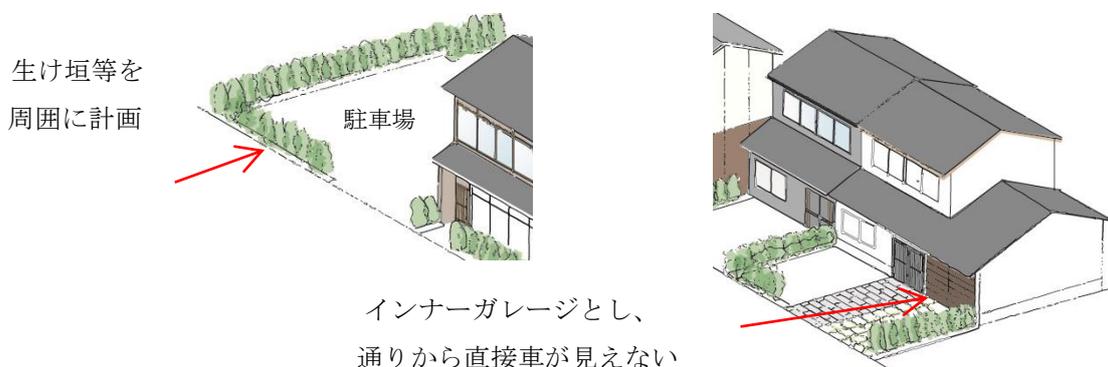
当該地区は閑静な住宅街となっています。また、周辺環境として古城公園と隣接した地域であることから、大きな騒音等が発生しない戸建て住宅や喫茶店等の店舗は基準適合とします。

事項	基準	緩和措置
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する位置でのカーポート等の設置は不可とする。 ・町並みの連続性を損なわないように周囲に生け垣等を設け、通りから駐車している車等が目立たないようにする。 ・新築、改築時は建物と一体化するなど駐車場の意匠に配慮し、通りから駐車している車等が直接見えないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず通りに面してカーポート等を設置する場合はカーポート等が目立たないように通り沿いを緑化する。

【解説】

通りの町並み形成を図るため、通り沿いでカーポート設置は不可としています。また、敷地内に駐車スペースを確保する際は通り沿いに生け垣や低木等を植栽し、通りから駐車する車が見えにくくなるよう配慮します。

届出行為が新築や改築の場合はインナーガレージとするなど、通りから直接駐車している車等が見えないような計画をお願いします。



敷地条件などから通り沿いにカーポートを設置せざるを得ない場合、カーポートが通りから目立ちにくくなるよう、下屋の高さと揃える、カーポート支柱前の通り沿いを緑化するなど、町並みへの配慮をすることで緩和措置の基準適合とします。

事項	基準	緩和措置
外構 (垣・さく・塀)	・閉鎖的なブロック塀を避け、高さを揃えた生け垣等の設置に努める。	

【解説】

当該地区内は緑の流れが趣のある町並みの景観を形成しています。通り沿いの緑化のやわらかな印象を阻害しないよう、敷地境界を囲む場合は、生け垣や木塀とし、ブロック塀のような冷たい印象を与えないものを採用します。

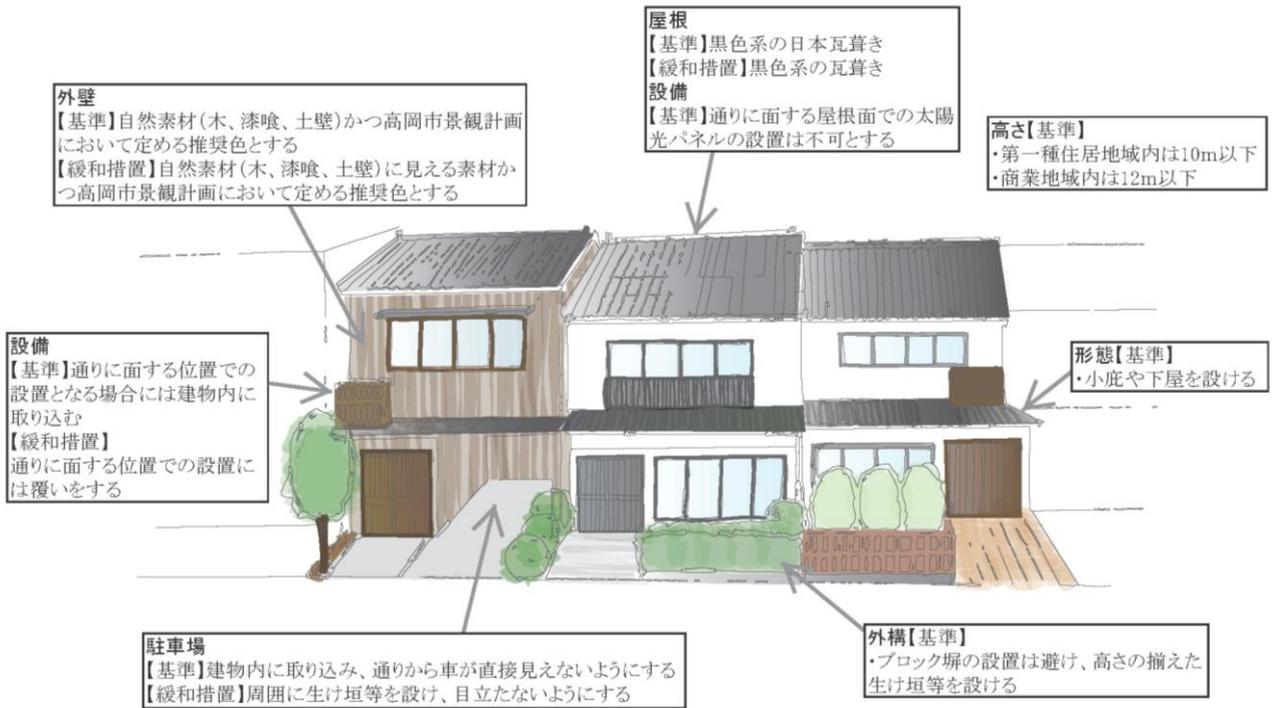
事項	基準	緩和措置
緑化	・通りに面する敷地には、積極的に植栽を施し、緑の流れを作る。	

【解説】

当該地区内の景観特性に緑の流れがあることから、通り沿いに植栽を計画します。高木、低木、生け垣など樹種や樹木高さに制限はありません。



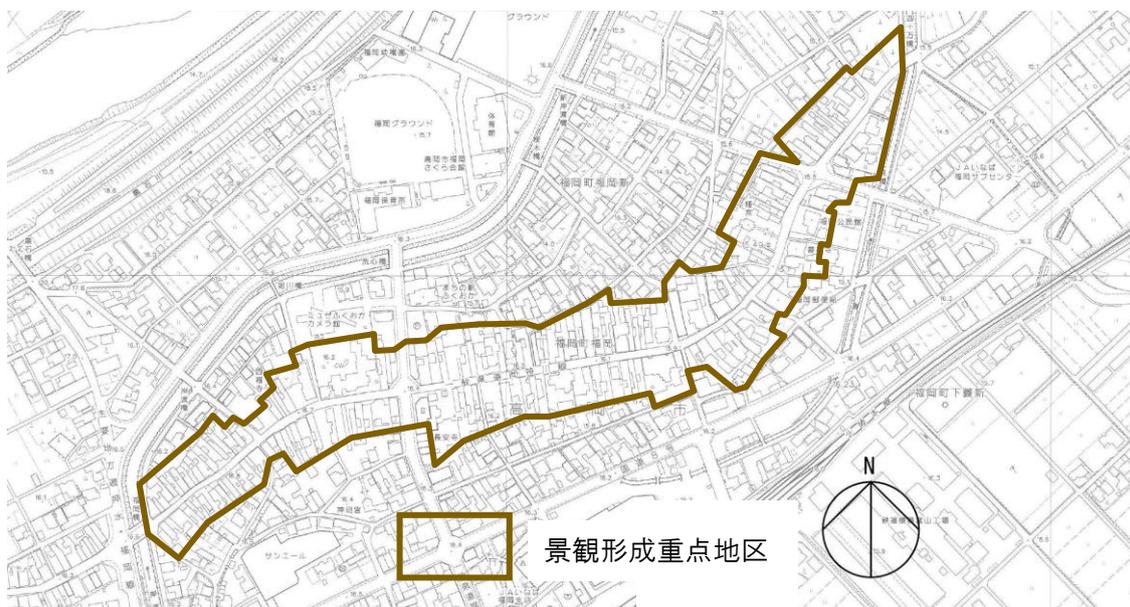
●地区の良好な町並みを特徴づける建築物のイメージ



旧北陸街道福岡景観形成重点地区

●重点地区の位置および区域

高岡市福岡町福岡、福岡町下藪、福岡町福岡新の各一部。約 7.3ha



●地区の景観特性（高岡市景観計画より抜粋）

本地区は、福岡中心市街地の中央に位置し、旧北陸街道に面する閑静な住宅地を形成しています。

製作技術が重要無形民俗文化財に指定されている菅笠は、加賀藩が特産として奨励し、明治には旧街道沿いに菅笠問屋が60戸建ち並んでいました。当時使われていた屋号で呼び合う風習が今なお残り、300余年の伝統を持つ奇祭『つくりもんまつり』の舞台にもなっていることから、この町並みには、歴史的な風情が色濃く残されています。

当時の面影を残す建物の特徴は、切妻平入り2階建て日本瓦葺きで、梁、垂木、袖壁等が見えるデザインであり、壁面は道路から約1m後退し、1階部分に下屋等があります。また、窓、玄関には格子が施された建物が旧北陸街道の趣を醸し出しています。

●景観づくりの基準および解説

◇建築物・工作物など

事項	基準	緩和措置
共通事項	北陸街道の歴史的な趣が感じられ、歩いて楽しく、暮らしやすい町並みの景観形成を図る。	

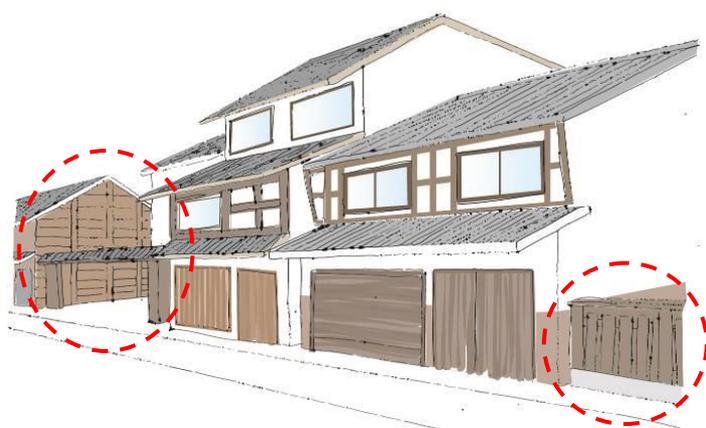
◇建築物等

事項	基準	緩和措置
位置	・建築物等の壁面線の位置は、軒先や屋根面などを周辺の伝統的な建物等の壁面線と揃える。	・建築物等の壁面線の位置は、軒先や屋根面などを周辺の伝統的な建物と調和する位置とする。 ・建築物等の壁面線の位置が前面道路より著しく後退している場合は、壁面や軒の連続性を演出するため、塀などを設置する。

【解説】

当該地区内に残る歴史的な意匠を持つ建築物は、敷地境界から1 m程度セットバックした位置に壁面線があります。周辺の伝統的意匠をもつ建物の壁面線と同程度の後退距離とした配置の場合に基準適合とします。周辺の伝統的意匠をもつ建物の壁面線を基準とした際に、多少前後しているが大きな差異が見受けられない場合は緩和措置適用の基準適合とします。

著しく壁面線が後退している場合は、塀などを設置することで緩和措置適用の基準適合とします。



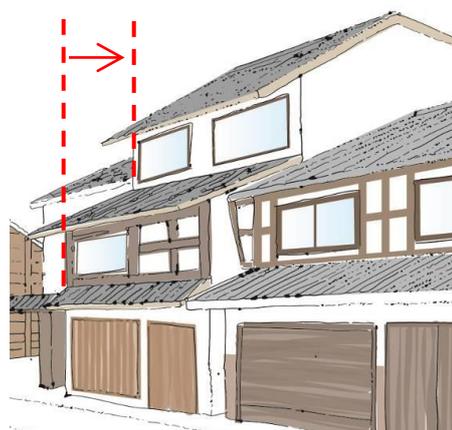
左図のように建物が街道から著しく後退している場合は、大和塀や軒の連続性に配慮した塀などを設置します。

事項	基準	緩和措置
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さは、2階建て程度の高さとする。 ・3階建て以上の場合、3階部を通りからセットバックさせ通りに空間的広がりを感じさせるよう配慮する。 	

【解説】

旧北陸街道（以下、「街道」とする。）の歩行空間に対する圧迫感や歩行者目線での空間の広がりには配慮するため、著しく高い建物等は基準不適合となります。

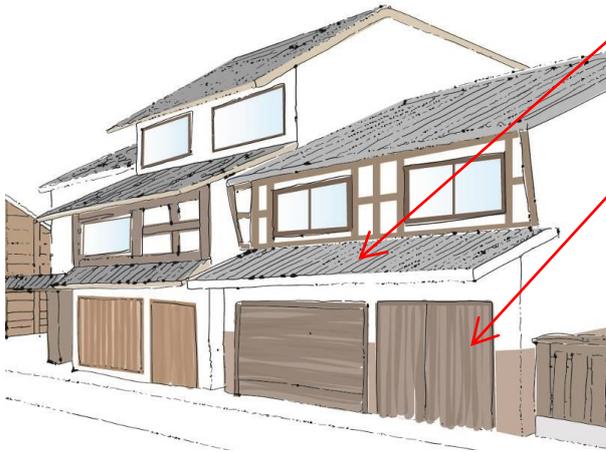
また、右図のように3階以上の建物を計画する場合は、3階部の外壁面を1，2階部分よりセットバックし、通りの上部空間への広がりが感じられるよう配慮します。



事項	基準	緩和措置
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は勾配屋根、切妻平入りとし、軒高、軒の出は周囲と調和したものとする。 ・1階部分に下屋等を敷地間口の1/2以上設け、町並みの連続性に配慮し、街道に面した1階部分の窓には格子をつける。 ・角地や隣が駐車場になっているなど、建物の側面が見える場合は、妻壁の外観に十分配慮する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・梁、垂木、袖壁等は、見えることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・梁、垂木、袖壁等は、見えるよう努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・街道に面した玄関は、格子引戸とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街道に面した玄関は、格子意匠のものとする。

【解説】

建物は、街道に面して切妻平入りとします。角地においても街道に面して軒先を向ける屋根のかけ方とします。



設ける下屋等の幅は、壁面や軒先の連続性を意識し、街道に面する敷地間口の1/2以上設けることとします。

街道に面する玄関戸は格子引戸に限り、基準適合とします。緩和措置を適用する場合においても、格子意匠の片開き戸等とします。

事項	基準	緩和措置
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は日本瓦葺きとする。 ・外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は黒色系の素材のものとする。 ・外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）を意識したものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は黒色系を基調とする。 ・外壁の色は高岡市景観計画6-3(3)で定める色彩基準の住宅地または歴史的景観特性の推奨色とし、落ち着いた色調とする。 ・一つの建物に数多くの色を用いることを避け、落ちついた雰囲気を出し出すよう、色調を統一する。 	

【解説】

屋根は黒色系の日本瓦葺き（和瓦）とし、外壁は木、漆喰、土壁等の自然素材を使用した下記マンセル値に該当する色調とした場合に基準適合とします。自然素材の詳細につきましては景観みどり課までご相談ください。

（基準適合マンセル値）

色相	明度	彩度
5.0R～YR～5.0Y	3.0～9.0	0.5～3.0
N	7.0～9.5	—

屋根材を黒色系とする場合（素材問わず）、または外壁を上記マンセル値に適合した自然素材を意識した意匠のもの（例：サイディング等）を使用する場合は緩和措置適用の基準適合となります。

黒色系以外の屋根や上記基準マンセル値以外の外壁とすることは基準不適合となります。

◇その他

事項	基準	緩和措置
設備	・街道に面する位置を避けて設置する。やむを得ず街道に面する場所に設置する場合は、目立たないように覆いを被せ、周囲になじむ色彩とする。	
	・街道に面する位置での太陽光パネルの設置は原則不可とする。	

【解説】

給湯設備、空調設備の本体や室外機等の建築設備は、街道から見える位置に設置しないこととしています。街道に面する位置となる場合は外壁等で囲み建物内に取り込むことで基準適合となります。(池の端通り景観形成重点地区内基準(P7)設備の項目参照。)

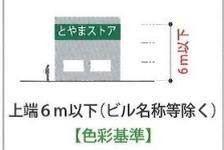
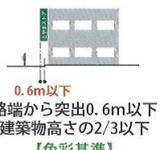
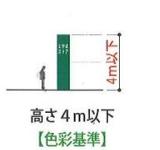
太陽光パネルは、街道に面する位置での設置は原則不可としています。やむを得ず設置する場合は、①太陽光パネル本体の色彩を黒または濃紺とする。②パネル本体は低反射な素材のものとする。③設置高さは建物の棟の高さ以下とし、周辺の景観と調和した意匠とする。以上の3項目を全て満たしている場合に緩和措置での基準適合とします。

事項	基準	緩和措置
広告物	・富山県屋外広告物条例における第1種禁止地域の基準を準用し、町並みと調和のとれたものとする。	・広告物は、集約化に努め、その位置、形態、色彩、大きさなどは、町並みと調和したものとする。

【解説】

屋外広告物は県条例の第1種禁止地域の基準を準用します。最低限、設置位置や形態、色彩に配慮することで緩和措置での基準適用とします。(池の端通り景観形成重点地区内基準(P8)広告物等の項目参照。)

＜富山県屋外広告物条例の第1種禁止地域の基準＞

建物利用			野立広告 [敷地内独立広告]	敷地内 総量	許可基準イメージ
屋上広告	壁面広告	突出広告			
 禁止	 上端6m以下(ビル名称等除く) 【色彩基準】	 0.6m以下 路端から突出0.6m以下 建築物高さの2/3以下 【色彩基準】	 高さ4m以下 【色彩基準】	10㎡	

「富山県屋外広告物条例のしおり」より抜粋

事項	基準	緩和措置
車庫	<ul style="list-style-type: none"> カーポート等を通りに面する位置での設置は不可とする。 インナーガレージ等とし、壁面の連続性に配慮する。 シャッターや格子戸を設置して通りから車等が見えないように努める。 色彩は、開口部の建具や外壁となじむ色合いとし、シャッターは木壁意匠のものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> やむをえずカーポート等を通りに面する位置で設置する場合は下記すべてを満たすこととする。 ①色彩は黒または茶系色とする。 ②敷地内の建物壁面線と同程度の後退位置とし、幅は建物間口の1/2以下とする。

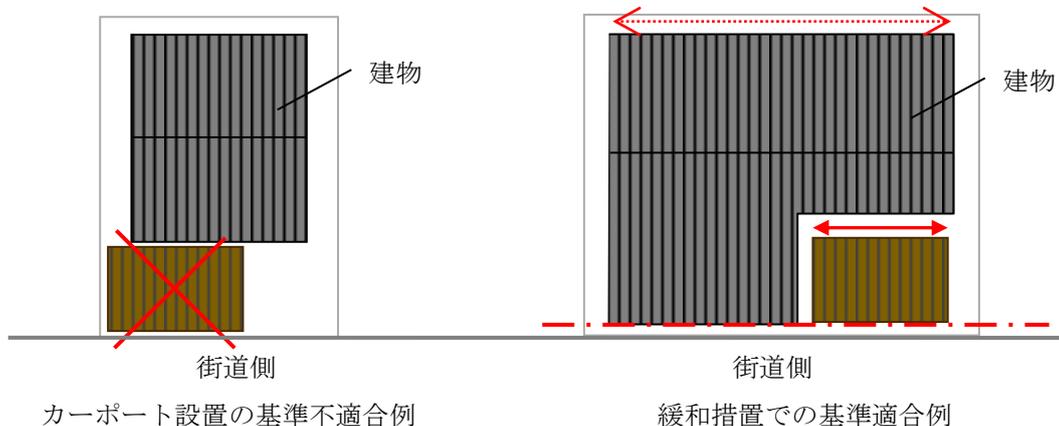
【解説】

敷地内の車庫は、街道に面する位置とする場合はインナーガレージ等とし、壁面の連続性が損なわれないよう配慮します。また、木壁意匠のシャッターや格子戸を設置し、直接街道から車等が見えないよう努めることとします。街道沿いでのカーポートの設置は基準不適合となります。やむを得ず設置する場合においても、

①色彩は黒または茶系色とする。

②敷地内の建物壁面線と同程度の後退位置とし、幅は建物間口の1/2以下とする。

上記2点を満たすことで壁面や軒先の連続性、周囲の町並みを損なわない配慮となるため、緩和措置での基準適合とします。（下図、配置図参照。）



事項	基準	緩和措置
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 町並みの連続性を損なわないよう周囲に垣を設けるか、建物と一体化するなど駐車場の意匠に配慮し、通りから駐車している車等が見えないように努める。 	

【解説】

月極駐車場等の青空駐車場は、街道の町並み、壁面等の連続性に配慮し、直接駐車している車等を見えにくくするため、街道に面して生け垣や木塀を設けることとします。敷地内の店舗駐車場については、壁面線や軒先の連続性を損なわないよう、建物と一体化（インナーガレージ等）することや、門などを設置することとします。

事項	基準	緩和措置
外構	・塀を設置する場合は大和塀を意識した意匠とする。	・さく、塀などは、素材や色彩を周囲の景観に調和したものとする。

【解説】

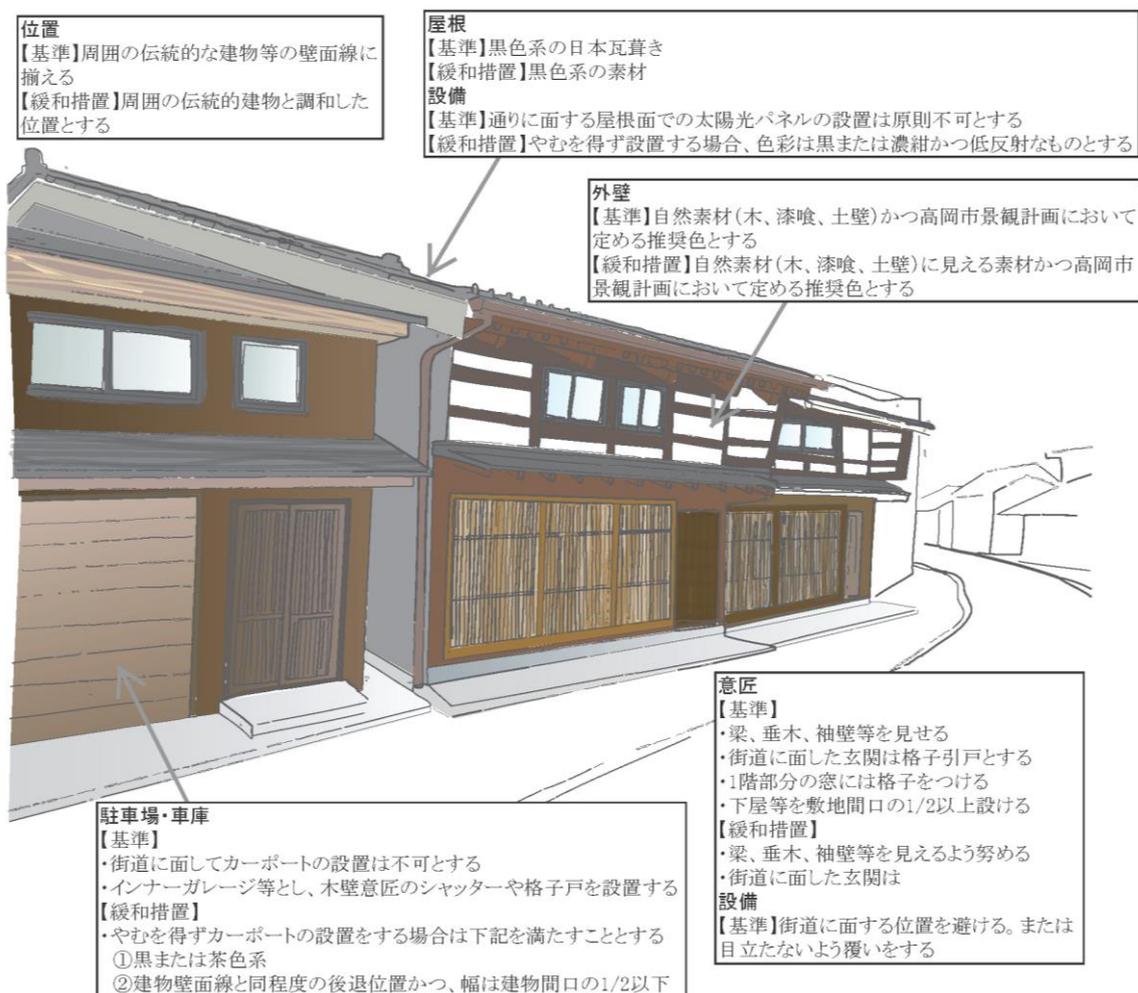
街道沿いに設置する塀は、大和塀の意匠を意識したものとする場合、基準適合とします。

大和塀意匠の木塀事例



大和塀を意識したもの以外の意匠とする場合においても、素材や色彩を周囲の景観と調和した落ち着いたものとする事で、緩和措置での基準適合とします。

●地区の良好な町並みを特徴づける建築物のイメージ



位置
【基準】周囲の伝統的な建物等の壁面線に揃える
【緩和措置】周囲の伝統的建物と調和した位置とする

屋根
【基準】黒色系の日本瓦葺き
【緩和措置】黒色系の素材
設備
【基準】通りに面する屋根面での太陽光パネルの設置は原則不可とする
【緩和措置】やむを得ず設置する場合、色彩は黒または濃紺かつ低反射なものとする

外壁
【基準】自然素材(木、漆喰、土壁)かつ高岡市景観計画において定める推奨色とする
【緩和措置】自然素材(木、漆喰、土壁)に見える素材かつ高岡市景観計画において定める推奨色とする

駐車場・車庫
【基準】
 ・街道に面してカーポートの設置は不可とする
 ・インナーガレージ等とし、木壁意匠のシャッターや格子戸を設置する
【緩和措置】
 ・やむを得ずカーポートの設置をする場合は下記を満たすこととする
 ①黒または茶色系
 ②建物壁面線と同程度の後退位置かつ、幅は建物間口の1/2以下

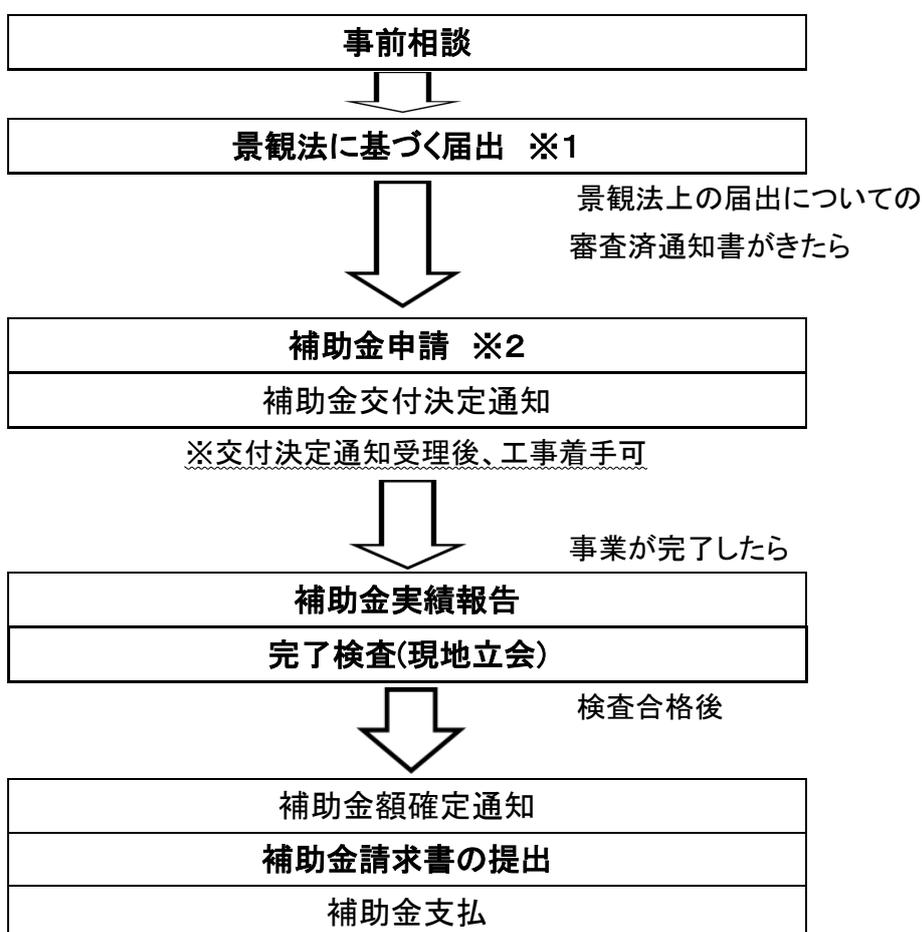
意匠
【基準】
 ・梁、垂木、袖壁等を見せる
 ・街道に面した玄関は格子引戸とする
 ・1階部分の窓には格子をつける
 ・下屋等を敷地間口の1/2以上設ける
【緩和措置】
 ・梁、垂木、袖壁等を見えるよう努める
 ・街道に面した玄関は
設備
【基準】街道に面する位置を避ける。または目立たないよう覆いをする

高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金

高岡市では、景観形成重点地区内において地区内の特徴ある景観形成を守り育てるため、景観づくりの基準に沿った修景を行う場合に補助制度を受けることができます。

昔ながらのまちなみを次世代に継承し、地域のにぎわいと魅力を創出するため、上記補助金制度をご活用ください。

●補助金交付申請の流れ



※1 景観法に基づく届出をいただいてから、審査済通知書の発行まで約1ヵ月程度かかる場合があります。

※2 補助金申請については当年度の4月～12月までです。1月～3月の期間は補助金申請の受付ができません。（翌年度予算での対応となります。）

●補助率について

補助対象額に対する 1/2

●補助限度額について

項目		新築・改築・増築・移転		外観の過半にわたる模様替え ・色彩の変更
		基準適合	緩和措置適用	
建築物	屋根	200 万円	50 万円 (100 万円※)	20 万円
	外壁			50 万円
	外部建具			30 万円
建築設備等		30 万円		
外構		50 万円		
工作物		10 万円		
広告物等		10 万円		
緑化		20 万円		
1 件あたりの 限度額		200 万円	100 万円	100 万円

※外壁を補助対象要件に適合した修景整備を行う場合は、限度額を 100 万円とする。

●補助対象要件について

下記表に該当する行為、素材等を使用したものを補助対象とします。

屋根	・黒色系の日本瓦を使用するもの。
外壁	・茶色系または黒色系の木板張りとするもの。 ・白色系または黒色系の塗り壁（漆喰、土、珪藻土等）とするもの。
外部建具等	・公共空間から車等が見えないようにするために設置するもの。 ・開口部に茶色系または黒系の格子を取付するもの。 ・茶色系または黒系の格子状建具（引戸に限る）を取付するもの。
建築設備等	・建築設備機器の隠蔽のために設置するもの。 ・景観を阻害する建築設備機器の改善、除却をするもの。
外構、緑化	・木を使用するもの。 ・生垣や植栽を設置するもの。（可動するものは除く。）
工作物、広告物等	・木を使用するもの。 ・景観を阻害する工作物、広告物等の改善、除却をするもの。

※詳細については景観みどり課（0766-20-1407）までお問い合わせください。